

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 弟夫婦との養子縁組を 解消したいのですが…

地方在住の70歳女性です。20歳の時、素封家の長男(22歳)と結婚しました。姑は病弱だったので、私が代わって家事の切り盛りをし、家にいた弟や妹5人も私が面倒を見ました。自分で言うのもなんですが、日夜よく働いて周囲にも働き者の嫁だと評価され、舅姑を最期まで家で看取りました。

弟妹をすべて高校まで出させた中、最も出来が良かった弟(Xと呼びます)は大学の、それも医学部に進学させました。Xは性格も素直で、私は一番可愛がっていたのです。卒業後結婚し、一人前になって医院を開業するまでの間ずっと毎月相当

額の生活費を送って、支援を続けました。私たち夫婦には結局子供がでず、将来はXを養子にして家の跡継ぎにしようと考えていたのです。Xとその嫁Yも私たちに心から感謝してくれ、私が40歳、夫が42歳の時にX夫婦(33歳、27歳)と養子縁組をしました。

夫が10年前に亡くなった時、私は、他の弟妹を説得して相続を放棄させ、とともに私自身も相続を放棄して、めぼしい財産をすべてXに相続させました。もちろんそれはXらが私を終

さぞやお辛いことですね。飼犬に手を噛まれるとはまさにこのことです。

養子には養親を扶養する義務があるので、家庭裁判所に調停を起こして扶養義務の履行を求めるとはできます。しかしご相談者は、すっぱりと縁組を解消したいのですね。

夫が10年前に亡くなった時、私は、他の弟妹を説得して相続を放棄させ、とともに私自身も相続を放棄して、めぼしい財産をすべてXに相続させました。もちろんそれはXらが私を終



A 当事者間の協議で養子縁組は解消できます。 しかし、自分の財産などは自分で守ることが大切。

しかし振り返って、相続放棄とは、残念なことをしてしまいましたね。これはもはや取り消せないのです。もしこれとは別に、ご相談者ご自身の財産をXYに生前贈与している場合には、忘恩行為を理由として贈与契約を解除し、もし登記などを移転していれば取り戻せることは裁判所が認めています。

ご相談者のケースとは異なりませんが、遺産分割協議の際、親の扶養を条件に遺産を多めに取った者が義務を履行しない場合があります。この場合には裁判所は遺産分割の解除を未だに認めていません。

遺言は条件に遺産を多めに取った者が義務を履行しない場合があります。この場合には裁判所は遺産分割の解除を未だに認めていません。